

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長崎市長 鈴木 史朗

市町村名 (市町村コード)	長崎市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	形上・尾戸 (小口、又兵衛、松尾、名串、琴海、大平、大江、形上、形上岳、楠原、大子)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 27 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・みかんや中晩柑のほか、いちごやアスパラガスなどの施設園芸においては、農業の担い手(農業後継者・新規参入者)が入ってきているが、条件の良い農地が不足しつつあり、生産者の高齢化も進んでいる。
 ・中山間地域においてはイノシシによる被害対策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・基盤整備地区は、イチゴ、アスパラガス、花き等の施設園芸及び場所によっては水田畑地化の取組みを進める。また、併せて、作業受委託の活用を図る。
 ・樹園地は施設・露地栽培の安定生産を促し、小規模等の基盤整備を行いながら継続的な活用を図る。
 ・規模拡大意向のある担い手への農地の集積・集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を受け入れることで、地域全体で農地の活用を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	207.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

今後も農地として活用する見込みのある農振農用地区域内の農地及び地域の担い手が活用する農業振興地域内の農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用し中心経営体への農地の集約を図るとともに、地域内外の農業を担う者の受入れを推進することにより対応する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農業委員及び農地利用最適化推進委員等と連携し、農地の意向調査及び担い手の経営意向を踏まえながら、農地中間管理機構の活用を行っていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・産地の拡大に向けて、施設園芸向けの小規模等の基盤整備の取組を推進する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から産地の担い手となる多様な経営体を募り、関係機関と連携して経営安定に向けた取組を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・作業の効率化を図るため、水稻の稲刈り及び防除作業、施設園芸のビニール張替えについて、地元組織やJA長崎せいひへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域ぐるみの有害鳥獣対策をさらに推進し、地域での捕獲・防護柵の点検活動等の体制づくりに取り組む。
- ③環境制御装置等の導入推進により施設園芸の高度化を図るほか、水稻のドローン防除の推進を図る。
- ⑧JAのハウスリース事業を活用し、施設園芸を推進する。